## 特定生産緑地(西東京市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区番号	位 置	面 積				
		生産緑地地区	特 定 生	産 緑 地 申出基準日		備考
			既に指定されている 区 域	新たに指定する 区 域	中山盔华口	VĦ ^¬
111	西東京市泉町四丁目地内	約 2,366 m²	$0   m^2$	約 1,303 m²	令和4年10月26日	<b>%</b> 1
113	西東京市泉町三丁目地内	約 10,150 ㎡	1,718 m²	約 2,719 ㎡	令和4年10月26日	<b>%</b> 1
122	西東京市東町三丁目地内	約 1,040 ㎡	$0   m^2$	約 977 ㎡	令和4年10月26日	<b>%</b> 1
163	西東京市中町一丁目地内	約 2,282 ㎡	1,155 m²	約 1,127 ㎡	令和4年10月26日	
324	西東京市中町六丁目地内	約 689 ㎡	$0   m^2$	約 466 ㎡	令和4年10月26日	<b>%</b> 1
334	西東京市東町三丁目地内	約 739 ㎡	0 m²	約 739 ㎡	令和4年10月26日	
合 計		約 17,266 ㎡	約 2,873 ㎡	約 7,331 ㎡		

<sup>※1</sup> 特定生産緑地の指定申請が提出されていない区域や、旧生産緑地法で指定された区域があるため、生産緑地地区の面積と特定生産緑地に新たに指定する区域の面積が異なる。

<sup>※2</sup> 当初指定後に所有者による測量等が行われたため、生産緑地地区の面積と、特定生産緑地に既に指定されている区域と新たに指定する区域の合計面積が異なる。